

地方大槩集

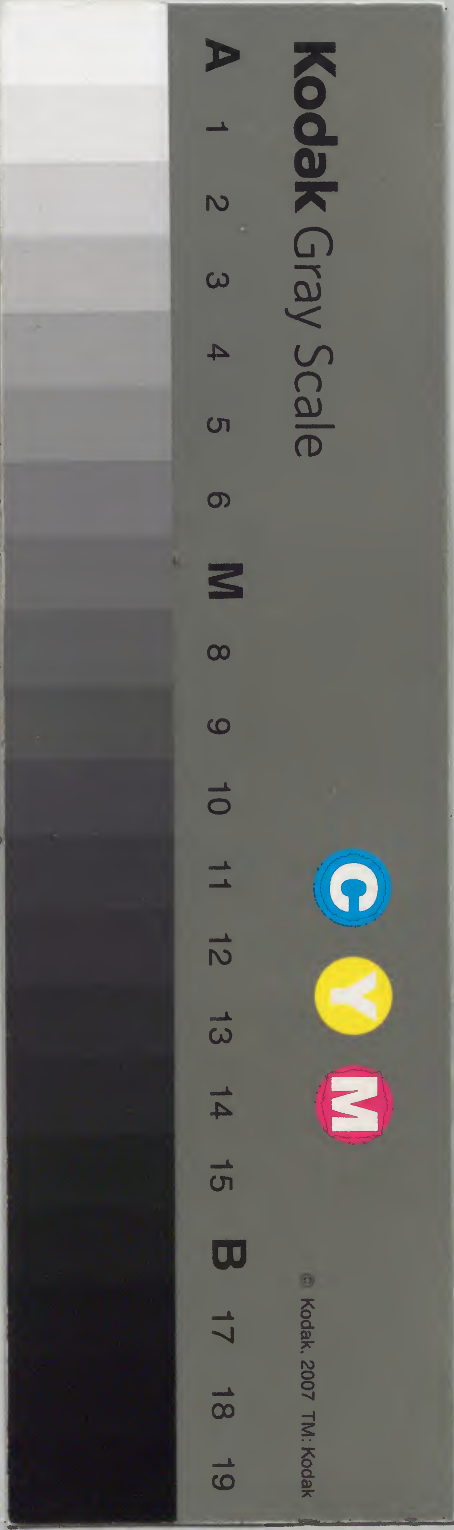
六

庫 文 閣 内			
八二函		三三二七九	和書類
八架	一五冊		



内 閣 文 庫		
番 號	和	32279
冊 數	15 (6)	
函 號	182	173

史一〇



關了又

明治壬申八月新鐫

加藤高文纂輯

不詳

地考大概集二編

浪華五書堂梓

地方大概集序

...

孰非天民。各有所天。而從其事。若乃稱為

天牧者。宜何如治其職。蓋必盡心於其天。

使民盡力於其天。如是而已。然非以如傷

之心。行敷本之政。則局為徒善。泥為徒法。

安在其能盡心也。我前古...

...

列聖舉斯心。施諸政。取于下之輕。為彼殷周所不及。丕承數百千年。可謂積德矣哉。自大勢一變。馴致封建之治。古制漸廢。加以兵亂相踵。極其紊壞矣。慶元撲亂。頗能釐正之。然不得違已成之勢。反之古。雖無苛政。識者猶有憾焉。夫治地宜賦之法。今

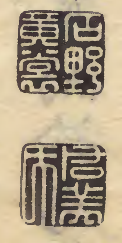
之不及古。勿論已。然亦時勢之遞變。以致此。雖以所專咎於今。諉曰時也。勢也。而莫之恤。則不知所天者也。且賦斂之厚薄。民產國計所相為豐約。而君民所當同喜戚。則固不得不權彼此相須之際。折其衷。然必本之於節用愛人。寧約于官。不歎于民。

地大野集 卷之五
欲豐上先富下。則庶幾乎得其宜。果能此。雖古法之不可遽復。而法之意則得行於其間也。天牧之稱。可謂無所愧焉耳。吾播之橫濱。有加藤行卿。敏而多聞。尤精于農政之學。曩就數十家之著。提要摘粹。纂為若干卷。名曰地方大槩集。自租賦庸調之

沿革。以至勸課案檢存撫救恤之法。典墾闢樵牧諸雜務。靡不網摯日舉。而於為吏為民盡心盡力之方。使一讀瞭焉。各知所務。其益于人。不為少。矧方今乾綱恢張。定置府縣。以治法。則古郡縣之良制。亦將有復時歟。此書烏知其不有

禪補萬一耶。會刺成。屬序于余。且箕天牧
之義。蓋有微意在焉也。因為論述之。答其
問。以代序言。

明治壬申立秋 林田石野黃裳撰併書



地方大概第一集卷之九

目錄

- 一 諸國年貢米俵入之事
- 一 四物成三ツ五分物成之事
- 一 本石斗立之事
- 一 省米延米之事
- 一 延大豆 延真綿
- 一 欠米込米之事
- 一 口米口米之事
- 一 甲州三升口公納口之事

一 高掛物之事

一 三役之事

一 傳馬宿入用 六尺給示

藏前入用

一 夫承夫金夫役之事

一 糠藁代之事

一 小入用夫錢之事

一 百姓割合物定法之事

一 小役銀之事

一 荏大豆納之事

一 夫錢足前柿小役之事

一 高之事

一 七百文替出日之事

一 小物成之事

山年貢 山小物成 山役

野役承 野年承永 草年貢 草役承

茶年貢 茶役 漆年貢 搥年貢 草代 草野錢

松山叢林年貢 指油在役 林下草錢 河岸役

池役 池魚役 網役 網代役 鳥取役

紙取役 葎年貢葎代

三斗入。奥州白川郡福島領越後越前、卷河、遠江、駿河、美濃、丹
後、但馬、備後、備前、尾張、攝津、播磨、豊後、肥後、五斗あり。以外
の所々、俵入異同あり。私領も家々區々あり。

一 関東の俵入を三斗五升と定む。日本國中、無難の年、柄、兩三
年の取筒平均、免三ツ六分、當る。高百石、取不三拾五石程
あり。因、壹俵を三斗五升入、極の藏、取の面々、知行高百石
百俵の定法、かりた、由あり。又御代官、六郎左衛門、覺書、
享保六丑年、同十丑戌年、近十年の内、中分、當る年、平均
御科所、高九四百二十萬石余。以、本途、永百三十九萬四千八百石
余。金拾壹萬二千二百兩余。以、永拾壹萬二千二百石余。合、永百五十
萬六百石余。免三ツ六分八厘余、當る、由あり。

一 石俵入前々々、藏納、永斗掛、山盛、斗り、故、三斗五升入、一俵、斗
余、あり、力、其、後、下、民、救、山盛、斗、掛、斗、り、納、む
る、旨、申、渡、され、三斗、斗、入、目、減、たり、尚、又、元和、二、辰、年、秀、忠
公、時代、百姓、救、三斗、五升、二斗、の、延、永、加、三斗、七升、入、一、壹
升、目、を、山、盛、納、撮、成、あり

但、享、保、年、中、右、三斗、七升、の上、以、永、三斗、九升、と、納、る
事、始、り、其、年、限、と、相、止、れ、由、あり

一 往古、小知の面々、勝手のため、上田の場所、下され、三斗五升入、二
升、延、その上、五升、加、四斗、二升、俵、取、幸、由、今、藏、納、色、々の
俵、入、何、と、國、替、村、替、小、私、領、上、知、の、分、迄、前、の、引、付、を、改、に
納、る、故、也、武、州、新、庄、郡、を、俵、入、五斗、二升、と、納、り、三斗

五井の勘定いさひ故壹儀不七井の延承あり。是亦古の引付
見えあり

一 甲斐國の年貢を古来納納の時儀入を甲州井二斗二升入を
京井六斗六升也。五合摺り。永三斗三升をいさぎを。永性宜鋪
故六斗六升の納を摺り。永三斗六升と云はる。甲州永を一
儀三斗六升入あり。此割合より五合四斗五升餘の摺ぶ當り。
諸甲州も世に承納たりたる以後迄も納納し申す由。今の永納
もその頃より始り右様の納摺あり。詳あり

但甲州井武田信玄時代より遺法。今の京井三
升入を壹升と立。甲州一國の皆是を用ふ。勿論京井も稀に
を用ふも。唯何斗何升と井目を唱ふ。甲州井之京井を

用之時。京井より何程と断る事也。諸甲州井五合を半と
唱。京井井。戴合五斗を半と唱。諸邑高貴ホも半と半
と呼井目をいさひ

四ツ物成三ツ五分物成之事

一 四ツ物成三ツ五分物成と云ふ。今の厘付の事。高百石、取承四
十石。乃至三十石納り。免。四ツ又も三ツ五分。當り。知行物成
儀取の面々。儀入の寸少を以唱。言葉あり。諸侯方々。家臣。知
行を渡り。其物成の免相なり。四斗入百儀を百石といふ。又も三
斗五升入百儀を百石と云ふ家もあり。其儀入區。おれた。幕府
藏承取。前件。通都。三斗五升入百儀百石也。目。知行

通法あり。小石斗立の若目立一由之。此余承を皆承同様心得
 たる輩の所せしり。小石斗立を年貢の内ニ籠り斗目の相増し出
 目承延承も年貢の石数不掛。本途の外に納る故。大に訖違ふ
 あり。尤小石斗立の國々出目承を。借御所を右の通而れ
 ども。関康より三斗九升の納りあり。又四斗二升の納りあり。ゆ
 せも小石を三斗五升をれど。三斗九升を四升の斗立出目。四斗二升
 の納り七升の出目。されども。松領より大方斗立をせし。石数を俵
 お直に時を三斗五升割俵を仕申し。納承俵入を三斗九升。或は四
 斗二升入り取り立る故。書面申出に石数相増し事。
 右関康小石を三斗五升をれども。上方筋余國々左。源八斗二升
 入の小石を四斗。三斗六升入の小石を三斗四升。斗入の小石を四斗八

升。納り所々あり。斗五升の斗立出目加。取立せし。小石より
 若目あり。俵入の内。斗立の出目を加り居る。その加りたる斗目は何斗
 何升入し通用し。故に小石を頭。関康より小石を立。三斗
 三斗五升入。百俵を免。三ツ五合の勘定あり。百石の物成見。積り
 故。小石も見はる事。

但古来々明八州伊豆駿河三河遠江近小石斗立納の処。元禄
 十六永年より。駿遠卷三ヶ國を上方同様斗立納。成あり

一 御張紙直段斗立三拾石付。金何拾何何。斗立。三十五
 石。極。故あり。惣。幕府。納。三拾五石を小石。是。斗
 立。或。斗。加。俵。直。納。幕府。下。斗。斗。出。
 付。小石。斗。斗。不。斗。

の延元右羽州の二斗出目を。扱指より登りたすをれが由。奥州
駿遠各小の出目承をた。非以。関東本石斗立。類。た。出目也。
取類外國より号分は。下。と。年貢の石敷。扱別段定石代
金銀納をれ。稀。と。承納の場所のり。

但右羽州延元扱指の儀。假令々二石扱。世間並五合
指。は。承。石。あり。され。群島郡。七合三夕摺。故。扱。二
石。七。三。扱。承。壹。石。斗。六。并。と。多。羽州。六。合。指。付。六。斗。
兼。承。壹。石。二。斗。一。成。目。上。通。例。の。指。と。余。計。は。分。延。元
一。唱。年。貢。の。外。納。む。借。扱。指。の。儀。高。境。の。塾。田。兩。毛。作。未。の
場。明。と。扱。性。能。良。薄。く。承。肥。満。一。六。合。五。夕。と。り。七。合。余。も。指
と。由。深。田。水。腐。場。亦。薄。田。の。指。と。扱。の。良。至。く。厚。く。承。瘦。青

承扱承亦多く。出。承。宜。鋪。合。り。漸。三。四。合。あり。を。扱。す。と。多。の。故
平均五合摺の定法と。古今上下損失なき良法也。と。ふ。
右國々六合又七合三夕摺の平均。極。多。と。何。以。謂。ゆ。事
と。ん。る。八。九。合。摺。の。扱。も。と。く。と。村。々。一。同。石。の。平均。と。と。り。扱。を
答。を。り

一 上州録野郡村々の内。延大豆延真綿と云納物有り。是を私領の節
大豆真綿と納。其上。延。と。扱。取。立。た。所。上。知。あり。大豆真綿と。扱
成。詰。と。高。と。結。ば。延。の。分。を。小。物。成。同。様。の。納。物。と。あり。今。は。延。大
豆。と。元。大豆。壹。斗。壹。合。二。夕。五。也。延。真。綿。と。元。真。綿。百。日。量。目
五。拾。三。夕。八。分。三。厘。五。毛。宛。代。金。納。に。と。り。元。大豆。元。真。綿。之。員。數
と。り。と。り。と。り。納。め。は

欠承込承之事

一 欠承と云く遠國より海上（公）廻承（公）あり。場所より年々減額ナ
着はる事あり。ふけ承（サ）沢承（テ）等出未欠減相立。藏納の節不
足はる事故壹儀三五升宛。首承の外積未（フ）近未定法
相立。本承壹石二欠承貳升五合宛。貢承同様。書載せ積
廻（オ）内指（コ）の節不足の儀。差承（サ）あり。

但内指の仕方藏納の儀を補遺貢承運輸の条下詳し

一 込承（コ）と云く三升七升入るも四斗一升入るも斗切るも藏前（コ）
廻（コ）と出たる節不足の儀あり。故壹儀三升余宛も余計入るも
了。是を升目勘定の外わく。金百姓の内損あり。

但納廻（オ）の節欠め時々惣納儀欠減相掛勘定等別

藏納の事

口承口承之事

甲州の納口三升口之事

一 関東と本承三升五升入る儀。口承壹升宛納。本承壹石二升八
合五クセヤあり。上方筋と本承壹石口承三升。遠州より西の國々
を上方に属し。三州より東奥羽迄を関東に属し。奥州の内田
村石川両郡を壹石六升。伊達宇多信夫三郡を五升。岩瀨二
郡を三升。甲州を四升五合四ク余宛。上州群馬郡の内を本承三石
六升又四升二合納る村あり。國々郡々あり。宛不同納るも。
大概上方より中國西國筋を壹石三升。関東筋奥羽を三升五

升壹升あり

但口承の算法上方篇々承承お三も兼一。関東も本承を三五
より除き仕出

口承も上方関東も。今承壹貫文。口承三拾文宛掛る。元遠國
より稀に不同あり。奥州石川郡も本承拾六貫文。口承壹貫文
壹貫文。口承
六十二文五合之白川郡も本承六貫文。口承二百五拾文。壹貫文。口承四
十一文六分六厘六毫
取立也。大方三の口承より往古より壹貫文。三拾文。口承
あり。そのより寛永新銭の頃より九六銭始り以後。承承九六
移り承四貫文。口承百二十拾文宛掛る。四文の出目。加百
二十五文宛取立。壹貫文。口承三十文。五分五厘。當。是。三二
二五の法より取扱。又早算より本承を三載より除き。仕出

たり。通世隔り。享保五子年往古の通り承銀も。口承三拾文ツの
積り申渡され。諸国も大概三十文宛あり。併私領も。中頃の法を
改め。今以武州も。本承八貫文。口承二百五拾文ツ。扱所あり。
右奥州口承不同あり。多分私領上知あり。
右口承承取立。事。縣令代官御里を支配し。手代を抱
宛行を渡。筆墨紙其外諸雜事の費用之。年貢承の
高。御代も。鎌倉時代より始り。事と見え。徳川將軍家お
至り。諸國口承承。御代官下され。手代在家承承の扶持切
承。筆墨紙其外諸入用。用し。吉宗の時代。享保年中より。
支配高。應。諸入用承金員數。足。御代官。下。口承承。上
納。成あり。されど大名方預所。分。古承の通。今。室。口承。承。下

一 甲州の納口三井口より古代納口の節甲州村二十五外摺減二五
 入二十五口納口を五取去り其後納口六合摺り積り承納あり
 右二十五口の納口六斗六升も承納あり三斗九升六合口納口を五取
 壹升八合あり目下承納右口承納四斗六合四升五合五斗一當り外國々
 口承納壹升六合四斗五升一斗一分を納口と唱三井
 を余國並御代官下り故に納口三井口の名目相分りたるは
 以類奥州ありゆれば納口と云差別あり石代金納又も
 承納の村方あり甲州を今以納口と承納三井口と石代金納
 但本承を三斗一斗一除け口承の員數を得たり

高掛物之事

一 正税の外役を民賦は上古より人別掛中古より田畑の及別掛方今
 を村高と取立あり徳川將軍家移り御朱印神社領除地
 の分中國役割斗り掛事成あり且又村高の内は諸役免
 除の分中前より由緒あり高役免除の分も承途年
 貢の外高掛物と相除く通法あり

但関東に村高を納むる百姓中前より高を及別掛り
 村方も及別掛り取立高掛物あり又宗門帳入用其外
 人別掛り懸り顔役も高持水吞の差別あり人別
 割り取立り品あり諸高掛物と知行渡物成法

の節高結む

三役之事 傳馬宿入用 六尺給不 藏前入用

傳馬宿入用 六尺給不 藏前入用

傳馬宿入用 寶永四年 村高百石 付不六升 取立 是 五海道間屋本陣給不 其外宿方入用あり 目 石代金納せり 道中方除金の内納せり

六尺給不 高百石 不 二斗宛相納む 是を幕府臺所より召仕 人夫を古来より村より差出せり 不 用立 是上百姓 難儀あり 中右臺所方より日雇を遣ひ 賄奉行御勘 定所へ人数を書出 割賦せり 年々増減あり 享保七寅年六

尺の人数給扶持せり 高百石 不 二斗宛定納 成あり 是亦 石代金納せり 元引付より 不 納め場所あり

藏前入用上方を百石 銀拾五匁 関東を 永二百五拾文 相納む 是を法草藏前諸入用あり

石三役私領渡せり 傳馬宿入用 六尺給不 合 二斗六升 夫 不 名付 藏前入用 糖藁代 名目付替相渡り 又私領上知の 村方 高百石 付夫 不 二斗より内れり 夫 不 許せり 六尺給不 納せり 二斗より余計の夫 不 せり 私領引付の通夫 不 納せり 六尺給不 掛せり 且 又私領上知前より 糖藁代納せり 村方より 藏前入用の名目付替せり 何れを御料あり

糖藁代の外 藏前入用相掛せり

但風水旱虫の損毛や。田高五分以上の損毛、當分。右三役免除の定法。又新田高入をれが。其年より三役相扱を免之

夫不夫金夫役之事

一 夫不夫金を私領、限る事。前々を領知行所より人夫を召仕。又遠國在番士の前々在番先(召連)或は江戸屋鋪や。水夫と唱遣いぬる處。遠國の村方長々夫役、出くも農業者も差支其上入用も掛り難儀おぼし。又領金地頭や。在郷の人夫不便利故。高、何程に定不々取立を夫不とす。其高當りも百石不壹斗四五升或斗余も取立。其家より一様を。且又古来引付や。夫不の御家村方も有り。今以人夫と差出は場所有り。又

夫金、水、納む村方も有り

一 領金地頭京大阪駿府在番。又屋鋪焼失小格別の臨時は。夫金、高百石、金三兩宛取立定法。是を常例夫不夫金の外軍役を色を別段、扱ふ事

一 夫役を陣屋掃除人足、雪撥人足。又城内大分の普請の時々。家の仕末、人夫を呼遣ふ。高當り員數定り。是亦常例の夫金。夫不納む村方も。臨時の儀を相扱を。されど村に川除用水普請、人夫を遣ふ格別。地頭用や。二重、人足を遣ふも有間鋪筋を。地頭役人足を用。勤有る事也

鎌倉代之事

一 是を馬飼科の糖葉。知行竹を正納致をなす。是の頃より代
 永く納り。今ハ厥入葉束敷を高掛正納。中は家も納り。
 元来私領の高掛との御所所。以名目改り。中は私領上知り。
 方。再上知。成時より以前の通り。藏前入用の名目改り。支す。

小入用夫錢之事

百姓割合物定法之事

一 村方より年中公用の諸入用。其外用悪水川除善清入用。助御村を
 宿場入用。并村用の人足小。高割。此は定法也。是より小入用。又
 又公用村用の人足所持高掛。之より。輕寡孤獨の力作る。

一 夫錢。或は人足當り。分ち。農業差支賃錢。差出は類を
 夫錢。唱。是亦高割。差出は之より。町方山方濱方小高。
 家數多き村を家別割。又田畑及別割。古来の御
 例。任は之より。自然故障。之より。以未高掛致は。是より
 旨。享保六五年申渡されあり。尤割合方書附左の通り。

一 田地。不裁村入用。祭禮。又寺社奉加等。品々。家別割可致。是
 但兩等。入用地面。概類。事々高掛。可致事。

一 山林野高類。前より入會。地相對。以割合儀。有之時。本百
 姓。不及申。作并水吞家抱。小者。人別割可致事。

丑五月

石村。小入用夫錢。付。間々。事出入。事故。村役人私曲。り。

百姓疑惑致さぬ。年中の村入用付立を程紙敷と積り帳面
 二冊仕立前書文言を村入用儀以帳面の外決而相用間鋪定式
 と入用并聊儀を名主手元へ差出置以帳面記若臨時入用村
 割可成呂有者組頭百姓代并長百姓の内西三人名主宅立會
 逐一致相談無謂入用者不及申名主我意を以百姓不得品小決
 而不割裁少の村入用減下様申合心を用評儀上無據品。以
 帳面認金暮兩度割賦可致然者以帳面記品及令不金高
 考く。一統評議上相掛入用付百姓共一言儀不申出入小皮
 間鋪者相記惣百姓連印二冊同様仕立年頭支配役所差出
 押切印と取二冊の村方持帰年中の入用其時二冊同様付立
 是を白紙帳と云。毎金暮至村役人長百姓立會一廉限金儀の

上割賦い。立會のとの奥書連印を以。翌年頭其年の白紙帳一同
 役所差出置。役所差く追く改の上不審の品もはる。名主時
 中相糺金高の所。役所の押切印い。一冊を役所取置一冊を
 村方相返儀。御所法の通法也。右小入用夫錢帳を越後国と
 ち萬難小役帳より右通手堅致さん。名主年寄心任記置
 ち小入用帳を出入の節證據相立さる事あり

小役銀之事

一 是を美濃国郡上郡限りた高掛物。先年私領の前小役金。四
 拾兩三寺永百五十四文五分を七色役名付納た。由其品々を小
 錢夫爪京夫江戸夫牢の小猿樂堤銀あり。以七色の役銀を高

糾の上免除伺りて、旧未納来たり、付免除あり、由あり。
 河内國も是、永く取不抄の納物あり、是亦書類を、勿論村方申
 傳りや、何等の詎り、取立、能相知り、遠境僻地、此類の
 納物何程も、右体無實の課役、些々の儀、指し、幕府の
 益、申追、村方、永く難儀、付、松領上知の
 節免除の上引渡し、請取たり、吟味の上申立、免除あり、度
 事、あり。

因、此、石洗、是、代、屋、出、た、山、民、の、停、村、其、其、公、納、差
 加、り、官、員、の、質、直、か、上、古、の、風、習、實、感、は、餘、り。
 今、世、公、務、の、促、事、は、人、深、く、考、察、は、る、事、な、り。

七百文替出目之事

一、是、も、右、三、郡、に、限、り、本、途、見、取、承、取、納、物、付、員、數、を、年、増、減
 あり、餘、國、も、大、造、ち、り、の、以、三、郡、も、本、途、見、取、承、半
 石、半、永、七、石、代、り、他、國、も、安、直、段、故、箇、様、の、掛、り、の、式、
 充、夫、錢、も、口、永、の、以、是、前、柿、の、本、役、七、百、文、替、出、目、は、口、永
 掛、り。

石、七、百、文、替、出、目、仕、出、方、其、年々、本、途、見、取、承、一、零、三、を、兼、は、る、本
 永、も、貫、文、口、永、三、拾、文、宛、加、り、員、數、を、得、る、永、過、夫、錢、是
 前、柿、本、役、三、品、の、永、を、加、倍、四、高、百、石、を、永、貫、文、一、石、合、永、の
 内、引、残、七、百、文、替、出、目、の、永、一、石、以、本、永、を、七、割、三、を、掛、出、目
 永、の、員、數、也、是、を、在、古、以、國、金、を、兩、永、七、百、文、替、あり、中、古、より

他國並壹貫文替成りたり。古来納の金高より當時の納金減ひ故。壹兩の永三百文宛増く取立。古来の納高と鈎合は事なり。されど古来の永納高を筋なく増事し致さる。相場違ひ三百文と七百文替出目と名付。別段取立とて右仕出方候に敷を設くを記し

一 高戴千石

竹村

此取承七百石六斗四升

本處見取

免三ツ五分

内六斗四升

見取承

三百五拾石三斗二升

半石承納

三百五拾石三斗二升

半石金納

此永拾貫四拾五文七分

但金壹兩付承七奉

一 永五拾貫四十五文七分

本記

一 永壹貫五百壹文四分

口水

但本永壹貫文付口永三十支宛

一 高千七百石八斗八合 但四高百石付永六百文掛

一 永拾貫二百五拾三文三分

夫錢 定納

一 永五貫九拾八文

足前 定納

一 永六拾三文

柿小段 定納

五口小以六拾六貫九百六拾壹文四分

内拾七貫八拾八文八分

但四高百石と永壹貫文引之

殘永四十九貫八百七拾二文六分

出首元永あり

以金七拾壹兩、永二百四拾六文八分

但往古の相境金を兩、永七百文替の積り

以金四拾九兩三兩、永百二十二文六分、但永を貫文金を兩の積

石永七百文、金壹兩納之令、當時永一貫文、金を兩分、差引

金二拾三兩壹兩、永百二十五文、別七百文替出目也

小物成之事

一 小物成浮役、年貢の外、納る名目、小物成を惣名、浮役を其内の一あり、年貢の事、物成より、小年貢より、意、小物成より、田畑より、納る年貢を、小途、野錢、山錢、林、永、換、籠、役、池、川、海、役、其、外、品々、名目、納り、納帳、組、定、納、成、品、物、を、都、小、物、成、と、名、り、

地所より、其地より、納る小物成を、持主より、職業より、納るを、納主
は、是、も、往、古、より、名、目、納、り、何、故、納、り、事、村、方、より、支、配、
地、頭、より、辨、り、事、是、等、を、惣、村、高、割、又、年、貢、の、取、不、過、
之、納、む、右、脚、帳、記、定、納、り、小、物、成、を、知、行、渡、物、成、結、の、
節、高、結、び、令、事、詳、集、卷、の、又、何、役、何、永、何、分、運、上、真、加、永、を、
唱、脚、帳、外、書、記、し、年、季、限、り、年、増、減、或、臨、時、
と、り、脚、帳、載、り、品、々、浮、役、号、知、行、渡、の、節、高、結、び、充、
京、永、何、運、上、り、名、目、納、り、年、季、限、り、後、永、納、り、分、定、
納、小、物、成、の、内、入、高、結、ぶ、事、都、幕、府、勘、定、所、々、小、物、成、浮、
役、中、の、間、同、方、の、掛、り、運、上、真、加、永、の、類、を、運、上、方、の、掛、り、夫、役、
掛、相、合、り、事、其、小、物、成、國、之、所、種、々、の、名、目、納、り、尽、く、書、

記述 違はれ其のまゝを擧げず在らぬ

山年貢

一 是を百姓持山及別所つゝ銘々地主極り。年貢亦全員敷も定り。水紫取亦も有り。又無及別所納り。或は一村入會や持主定り納り。御帳外書記差出候

但山高き高結ば。年貢納りも田畑同様。今途物成の内。高

外山年貢も小物成の内。入山納りも田畑同様。今途物成の内。高

山小物成

一 是を山年貢同様や。名目替りな近の事

山役

一 是を山年貢同様や。之れも。最初水紫生茂なる節。亦水紫や

差出まじり。之れを川取まじり。村中百姓入會。仕末り。山役。名付亦

金相納り。目々小紫伐尽したる節。山役差免候。之れ筋を

此の節。小物成の部。入定納り候。小紫の有無。相らば相納り

又元山不用の地。隣御境目分明。置度役取納り候

山年貢

一 是を山年貢同様や。持等川取山年貢納め。又外村より望み

この節。山年貢亦差出まじり。山九相渡紫草川。以村も

野年貢

一 是を原地亦及別所受。他村入會や。持川取。年貢上納り。亦野

方々分持主を惣村持。皆野々。山原。亦及別所。亦

亦永何程。定たる。年貢。亦無及別。納り。野年。野役亦永

是より上、是より小物成り。又野高々村高の内、入るると畑同様
小途物成り入るるなり

野役不

是より及別より、茶草亦生立。不用の地を、曠野手原居村
他村の境目を分明せん。役不納をり

野手原永

是より山手原永と同なり

草年貢

是より右野年貢同様、野方原地を、検地より、及別より年貢取
るなり

草役不

是より及別より、廣野小村取前より、往來より、役不員数を極定
納るるなり。若新規、役不永申付の時、廣狹見斗、又近郷を見合
吟味の上申付る事あり

草代

是より草役不同様の事なり

茶年貢

是より高外及別より、他所茶を植置れ、又畑茶を植置地の節
草除るなり。茶年貢永金上納るるなり

但古来より茶畑の上畑の石盛、付、法を、高外より、其意を
以、格別より、申付る事なり

茶役

一 是より及別なき野方又々山寄原地ホ茶を植銘々地所給て縁
高内同様後銀も出はるなり。村はり入會の野方也。茶後納
他村の者も場所限茶の小も賣り所はりなり。

漆年貢

一 是より山原地或々堤通る。漆小植立年貢上納するなり。諸漆畑
高入はる時上々畑石盛付古法をれ。空地の合ハ物成入るを
年貢高く申付事。又正漆納り所はりなり。實は畑製一幡年
貢納り所はり。幡實幡穂、幡實幡穂種はり事。大和奥羽越後ホ
多。武州秩父甲州等もはり。奥州會津領も幡換見はる由。

櫛年貢

一 是より九州、多。上方關東等も幡實、似はるなり。幡燭燭付

等、製ははる。古場所堤通る。植立る。山櫛々々山方もはる。性合
具より年貢も小數を改取する。幡年貢も格別甘くも也。

萱野錢

一 是より高外萱野錢も及別はり。及行程も永承も納む。萱生立喜
惡も拘り以定納り。越後蒲原郡萱畑多。是より高内も畑年貢
小入り事なり。

松山藪林年貢

一 是より百姓持松林、雜小林、竹藪等、年貢なり。又屋鋪受の処藪林
等格別廣くも。屋鋪海入屋鋪年貢納り。百姓難儀付。屋鋪
及別入事。藪林錢申付もはり。或は他村境後年貢論等之
多。松竹生立系所はり。年貢も中置所はり。新規年

貢役永小申付より。場所合間より。凡繩及引相改。及何程極
又無及別く申付より。申付より。

猪油荏役

一 是を山麓又野原より。土地宜鋪所を見立。右類植立年貢上納
るはより。

御林下草錢

一 是を幕府地頭林の下草を村方より刈取。後永く前より定納
の小物成。相成はより。又其年々草生立の様子より。請願より
年々不同はより。臨時浮役の内入より。

河岸役

一 是を川船着の河岸役永をり。右役永納奉る分を。假令川筋の

横横違ひ船着止より。小物成の目より定納はれど。永く相
納むる事あり。

池役

一 是を藻草より取肥し。或は真流より其外村方助成は
る池より。役永上納はより。

池魚役

一 是を池より。漢捕はより。役金惣村より納むより。又漢師極り
其者より。納むより。是亦一旦小物成の目より定納はれど。漢捕
有無拘より。役永差出は事。

網役

一 是を海辺又を川通漁師より。納むる役永あり。是亦小物成の目

目々漁業有無、拘らば定納、もた村方より事あり

但海澳の儀々前々仕来り。他国他領たりも入會。漁業致
はよも新規の儀々相あり事

網代役

是を大川筋鮭鱒鮠を取納代と云。後永に網代主定り具者
の持場極り。村差出明細帳もも場所字と記し他国他村の地先
々々も古来より持来せり地元村より障儀あり決り相ありは
勿論古来より持来せり場所を後令休株之れ也。然れども其納致
は復々且新規網代場相願も差前より若し細りしは免
り。前々持来せり納代株の者差障なくは許さば自他
の障もなかり。一村納得の上も相同じ。新規申付り事あり

鳥取役

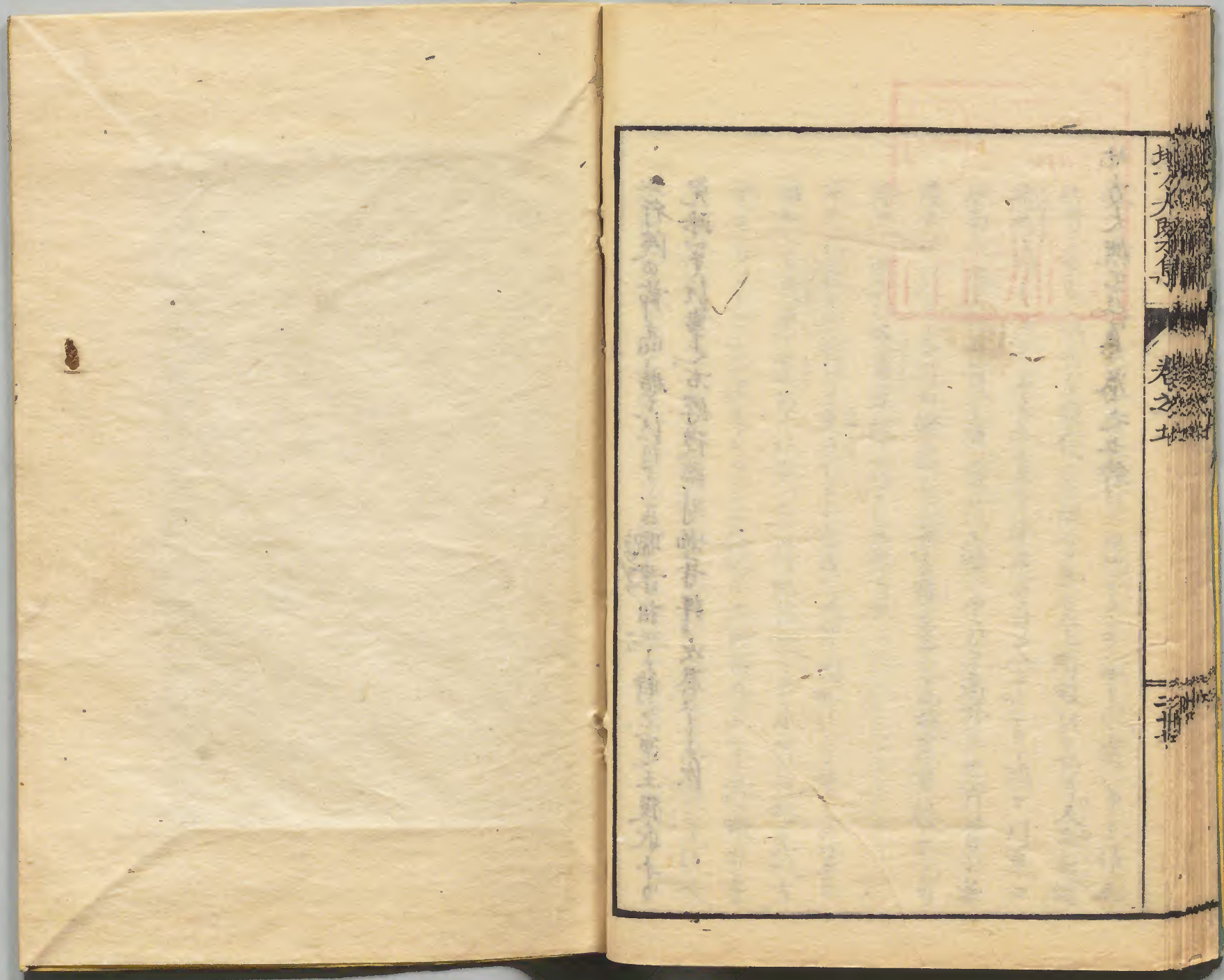
是を深湯水甘の場所。雁鴨の甘くを殺其れ役取也。猶
師より納りあり。村役より出はあり。是亦小物成る目成たり
定納あり

紙船役

紙を漉箱を船云。船壹艘。行程極ぬ。紙漉共より取立り役取
り。右紙漉を酒株同様新規より差免るは故に船株はもた
漉手中絶はるは追々株人取立のた村役より役取納り
免除の中付り事

葎年貢葎代

是を野方濱方など水港作毛生立き傷呀。葎植付き及何



封之六段之角

卷之二

三

